

件 名	堺市と市内5警察署との協定書等の締結について
経過・現状 政策課題	<p>①「堺市における特殊詐欺被害防止対策に関する協定書」 平成28年11月末の被害状況 堺市 97件、約2億2,500万円の被害 大阪府 1484件、約47億円の被害 堺市では被害件数、大阪府では被害件数、被害額ともに過去最高となったことを受け、大阪府警察と連携を強化し、被害防止対策に取り組むこととした。</p> <p>②「防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する覚書」 平成27年9月、埼玉県熊谷市で発生した連続殺人事件を契機に、警察庁から、全都道府県警に対し、市町村への防災行政無線の活用を推進する通達があり、本市に対しても、大阪府警察から取組の呼びかけがあり、実施することとした。</p>
対応方針 今後の取組 (案)	<p>【対応方針】</p> <p>① 市内5警察署と協定を締結し、特殊詐欺被害防止に取り組む。 ② 市内5警察署と覚書を締結し、防災行政無線を活用した犯罪情報の提供を実施する。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>① 消費生活センターにおいて、市民に対し、架電による注意喚起を行う「電話パトロール」を開始する。 以後、被害が多いとされる高齢者への働きかけを中心に、地域と連携した各種啓発事業など、順次防止策を実施していく。</p> <p>② 連続殺傷や通り魔等重大かつ緊急的な対応が必要な事案が発生し、被害拡大が懸念される場合、堺市内各警察署からの連絡をもとに、市内7区120ヶ所に設置された防災行政無線スピーカーを通じ、市民に注意喚起等と呼び掛ける取組みを開始する。昼間は市民協働課職員、休日夜間は危機管理センター当直員が対応する。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>①②共通 平成29年1月24日 各警察署と協定及び覚書を締結 平成29年2月1日 運用開始予定</p>
効果の想定	<p>① 的確な啓発活動による特殊詐欺被害の防止 ② 迅速・的確な広報活動による犯罪被害の未然防止</p>
関係局との 政策連携	<p>① 各区役所 ② 総務局、危機管理室、各区役所</p>

## “特殊詐欺”被害防止に向けた大阪府警察との協定締結について

### 1. 堺市内の特殊詐欺被害の現状

平成28年11月末 認知件数：97件 被害総額：約2億2500万円

＜堺区17件、中区15件、東区7件、西区18件、南区24件、北区11件、美原区5件＞

※大阪府内の特殊詐欺被害の現状

平成28年11月末の認知状況（前年同期比）

被害認知件数：1,484件（+424件）

被害総額：約47億9千万円（+約11億2千万円）

### 2. 大阪府警察の取組

- ▶ おおさか特殊詐欺被害防止コールセンターの開設（H28.8.1～10.31）
- ▶ 事業者への注意喚起（H28.8.1～H29.3.31）
- ★ 特殊詐欺対策本部の設置（平成28年11月1日）  
⇒ 平成29年1月より、『大阪重点犯罪』に特殊詐欺を指定



被害防止に向けた早急な取組みが必要である旨、堺市と大阪府警察の認識が一致  
→ 協定を締結し、特殊詐欺被害防止に向けた取組を強化することとする。

### 3. 特殊詐欺被害防止に向けた本市の新たな取組（予定）

【平成28年度】

◆平成29年1月24日

『大阪重点犯罪』に特殊詐欺が指定されることにあわせて

市長と堺市内5警察署長連名による「特殊詐欺被害防止対策に関する協定書」の締結

◆平成29年2月

堺市特殊詐欺被害防止電話パトロール（堺市立消費生活センター）による注意喚起開始

《電話で通知される発信者番号：072-221-7146》

以降、被害が多いとされる高齢者への働きかけを中心に、地域と連携した各種啓発事業など、順次防止策を実施していく。

## 堺市における特殊詐欺被害防止対策に関する協定書(案)

堺市（以下「甲」という。）と、大阪府堺警察署、大阪府北堺警察署、大阪府西堺警察署、大阪府南堺警察署及び大阪府黒山警察署（以下「乙」という。）は、特殊詐欺から堺市民の財産を守るための被害防止対策（以下「本対策」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、本市において市民の生活に大きな影響を与えている特殊詐欺被害について、市、警察、地域団体等が一体となって、実効ある被害防止対策に取り組み、堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例に掲げる「犯罪や事故が起りにくい、安全・安心・快適に暮らすことができるまち堺」「住んでみたいまち、住み続けたいまち堺」を築くことを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するために、以下の事項について連携し実施する。

- （1）架電による特殊詐欺被害防止のための注意喚起
- （2）特殊詐欺被害防止のための各種広報啓発
- （3）その他特殊詐欺被害防止に資する施策

### （注意喚起の実施）

第3条 甲は、市民に対し、特殊詐欺の現状説明、被害防止方法について、架電による注意喚起を実施する。

2 乙は、甲に対し、特殊詐欺の現状や効果的な被害防止指導方法について講習し、その他必要な情報提供を行う。

3 甲は、現に特殊詐欺の被害を受けていると認められる市民を認知した場合は、当該市民に対し乙への通報を促すものとする。

### （広報啓発等の実施）

第4条 甲と乙は、市民が自ら特殊詐欺の被害防止に取り組み、また、地域において特殊詐欺の被害を防止する機運が醸成されるよう、広報啓発に努めるものとする。

2 乙は、現に市内において特殊詐欺若しくはその予兆と認められる事案が連続して発生した場合は、甲に連絡するものとし、連絡を受けた甲は、各種広報啓発等本対策の強化に努めるものとする。

### （その他特殊詐欺被害防止に資する施策の実施）

第5条 甲は、本対策を推進するための施策の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲の施策実施に際し、必要な助言、効果測定への協力等を行うものとする。

### （協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了す

る3ヵ月前までに、甲又は乙が書面により特段の意思表示を行わない場合は、本協定は、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定書を証するため、甲と乙は、本書を6通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 堺市長

乙 大阪府堺警察署長

大阪府北堺警察署長

大阪府西堺警察署長

大阪府南堺警察署長

大阪府黒山警察署長

## 防災行政無線を活用した犯罪情報の提供

### <目的>

重大かつ緊急対応が必要な犯罪が発生した際、警察署からの依頼に応じ、防災行政無線を使用し、情報の提供及び注意喚起を行うことで、地域住民の生命・身体・財産等の一層の安全安心を図る。

### <対象となる事案>

地域住民の生命・身体・財産に危害が及ぶ重大かつ緊急的な事案

(例)・通り魔的な殺傷事件

- ・殺人、強盗等のうち、連続発生するおそれのあるもの
- ・凶器を携帯する不審者の目撃事案

### <スピーカ設置台数>

全7区に120箇所

### <情報提供の流れ>



### <今後の予定>

平成29年1月24日に各警察署と覚書を締結後、運用開始

## 防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する覚書(案)

堺市（以下「甲」とする。）と大阪府堺警察署・北堺警察署・西堺警察署・南堺警察署・黒山警察署（以下「乙」とする。）は、犯罪から地域住民を守り、地域住民の安全安心を図るため、堺市防災行政無線（同報系）スピーカー（以下「防災行政無線」という。）を活用した犯罪発生情報の提供及び注意喚起を行うことについて、次のとおり覚書を締結する。

### (目的)

第1 地域住民に、緊急対応が必要な犯罪発生情報の提供及び注意喚起を行うにあたり、早急な周知の補完的役割として、防災行政無線を活用することで、地域住民の生命・身体・財産等の一層の安全安心を図ることを目的とする。

### (連絡責任者)

第2 甲及び乙は、相互の連絡調整のために連絡責任者を置く。この場合において、乙においては市内各警察署生活安全課長(当直時は当直責任者)、甲においては市民協働課長(当直時は危機管理センター員)とする。

### (対象事案)

第3 甲及び乙は、次に掲げる犯罪情報等について、犯罪発生情報の提供及び具体的な防犯対策の提示などの注意喚起に努めるものとする。

(1) 地域住民の生命・身体・財産に危害が及ぶ重大かつ緊急的な事案

- ア 通り魔的な殺傷事件
- イ 殺人、強盗等のうち、連続発生するおそれのあるもの
- ウ 凶器を携帯する不審者の目撃事案
- エ 子ども及び高齢者の所在不明事案等人命に関わるもの

(2) 甲及び乙が地域住民の安全安心を図るため必要と認める事案

### (防災行政無線の活用)

第4 甲及び乙は、犯罪発生情報の提供及び注意喚起を行うに際し、必要があると認めた場合は、防災行政無線の活用を図るものとする。

- 2 乙は、防災行政無線による放送を依頼する場合、文書により、放送文案を添えて、連絡責任者等を通じて行うものとする。
- 3 甲は、前項の依頼があったときは、防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する事務要領に基づき放送するものとする。
- 4 情報提供後の、市民からの問い合わせ等については、乙の連絡責任者等において対応することとし、放送の際、その旨周知することとする。

(秘密の保持)

第5 甲及び乙は、この覚書の運用に際して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(その他)

第6 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成 年 月 日から適用する。
- 2 この覚書の締結を証するため、本覚書を6通作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 堺市長

乙 大阪府堺警察署長

大阪府北堺警察署長

大阪府西堺警察署長

大阪府南堺警察署長

大阪府黒山警察署長